

米国型 EITC の日本への導入効果

高山憲之・白石浩介

個人所得税に給付つき税額控除を導入しようという議論が日本でも高まりつつある。給付つき税額控除とは、収入や扶養家族数に応じて税額控除を適用し、さらに課税最低限以下の人には給付金を支給する仕組みである。中低所得者における租税・社会保険料負担を軽減したり子育てを支援したりすることを狙いとする。

本稿では、給付つき税額控除を実証的に研究するためのマイクロシミュレーションモデル(JPITCモデル)を構築し、政策シナリオとして米国の2007年版EITC(勤労税額控除)を日本の所得税に適用した場合における税負担の変化を推計した。シミュレーション結果によると、米国型EITCの導入により、わが国世帯の1/4程度がその適用対象となり、その導入に必要な財源規模は約1兆円と見込まれる。EITC適用額の大半は税額控除ではなくEITC給付である。EITC適用者の典型的イメージは、年齢層が30歳代ないし40歳代、年収は200万円前後、子供のいる人であり、彼らの所得税および社会保険料(医療・年金・介護)の負担はその適用によって実質的にはほぼゼロとなる。

JEL Classification Codes: H23, H24

1. はじめに¹⁾

個人所得税における給付つき税額控除の仕組みは外国では1970年代に導入された。そして1990年代に米英などにおいてその拡充が図られた結果、給付つき税額控除は低所得者向けの貧困対策としての役割が高まった。最近になって、その制度を日本にも導入しようという動きがあり、旧自公政権下では給付つき税額控除を子育て支援策の1つとして活用しようとする提案もなされた。

給付つき税額控除に対する関心は2009年秋の政権交代以降も持続しており、たとえば、新しい政府税制調査会の議論に基づいて作成された「平成22年度税制改正大綱」において、わが国における所得再分配機能を回復させるための一手段として給付つき税額控除導入を検討することが盛りこまれている。ちなみに給付つき税額控除は、税の仕組みを通して税額を控除したり給付金を支給したりするものであり、その恩恵は主として低所得者に及ぶので、民主党政権が主張する「控除から手当へ」という基本的

スローガンにも合致している。

米国の個人所得税に適用されている勤労税額控除(Earned Income Tax Credit, EITC)は、わが国における今後の所得税改革のさいに参考になると思われる。そこで本稿では、手始めに米国におけるEITCをわが国に適用してみたい²⁾。具体的には、米国のEITCをわが国に導入したさいに所得税負担がどのように変化するかを検討することにより、給付つき税額控除の具体像を把握しようというのである。

本稿では個人所得税に関する推計技法として、近年、注目を集めているマイクロシミュレーションを用いた³⁾。マイクロシミュレーションを用いた所得税に関する最近の研究として田近・八塩(2006a)、田近・八塩(2006b)、阿部(2008)などがあり、本研究もこれらの系譜に連なる。ただ、先行研究において主として検討された定額方式の税額控除ではなく、米国型の所得に比例するタイプの税額控除を本稿では推計した。

本稿の構成は次の通りである。第2節では、まず、本稿の定量分析に使用したJPITC(Japan Income Tax Credit)モデルの概要を説

明する。第3節では、米国の EITC をわが国に導入したさいに所得税負担がどのように変化するかを示す。第4節は本稿のまとめである。

2. JPITC モデルの概要

JPITC モデルは、本研究の一環としてわが国における所得税の分析用に開発した静的マイクロシミュレーション・モデル(Static Tax Transfer Model)である。JPITC モデルでは、日本人口のほぼ 1/5,000 に相当するサンプルデータを用いて、これに 2007 年度の所得税制を適用することによりベースライン推計を施し、さらに EITC の導入による政策効果を検証する。

2.1 データ

本稿において使用したのは厚生労働省『平成 19 年国民生活基礎調査』の個票データである。平成 19 年(2007 年)は大調査が実施された年であり、これより世帯数 23,513 世帯に関する標本を得ることができる。本稿では、各世帯における世帯類型、世帯員数、世帯員の性別・年齢・世帯主との関係・就業状態などを記した「世帯票」と、世帯員ごとに項目別の収入額を記した「所得票」のデータを用いた。収入に関する情報は、調査年の前年にあたる 2006 年の収入額であり、事業所得、農耕・畜産所得、家庭内労働所得、財産所得、雇用者所得など 13 項目に及んでいる。

JPITC モデルで新たに構築したデータセットは、世帯テーブルと個人テーブルという 2 つのデータファイルから構成され、世帯テーブルには世帯票から得たそれぞれの世帯サンプルに関するデータを格納し、個人テーブルには世帯票および所得票に記された世帯員の個人ごとのデータを格納した。あわせてサンプルごとに、世帯 ID、個人 ID という識別コードを与えた。わが国における所得税は個人ベースで計算されるものの、世帯内に存在する扶養家族の人数に応じて課税額が調整される。つまり所得税の計算に際しては、個人が属する世帯の ID 番号を手掛かりにして、世帯内における他の個人の属性(年齢、配偶関係など)を参照する必要がある。

JPITC モデルで、個人テーブルと世帯テーブルの 2 つのテーブルを用意し、かつ世帯 ID および個人 ID をキーとして両者を連結したのは、このためである。

さらに、推計を簡便なものにするため、サンプルサイズを日本人口のほぼ 1/5,000 として、世帯数 9,800 世帯、個人数 24,851 人のデータセットを新たに作成した。具体的には、個票ごとに用意されている抽出率に 2005 年(平成 17 年)国勢調査における世帯主年齢階層別の世帯数情報を加味することにより、日本人口を代表するようなデータセットを作成している⁴⁾。なお、所得税の計算に必要な性別、親子・夫婦関係などの識別コードが欠落しているデータについては、データセットから除外した。国勢調査(2005 年)によると、わが国における総世帯数は 4,536 万世帯であり、この 1/5,000 は 9,072 世帯なので、本稿で作成したデータセットはやや大きめである。

2.2 JPITC モデルの推計手法

A 所得税の推計方法

EITC は所得税を納付している個人に対しては税額控除を適用し、所得税額がゼロである個人に対しては給付を支給する。そこで JPITC モデルではベースライン推計として EITC の適用が無い初期状態における個々人の所得税額を推計する必要がある⁵⁾。本稿では 2007 年時点における日本の税制を個票データに適用することにより、所得税を推計した。所得税の推計方法は以下の通りである⁶⁾。

- (i) 収入の確定：所得税法では所得の発生形態ごとに 10 種類の所得分類を設けている。このうち不動産所得・事業所得・給与所得・雑所得の 4 種類についてはデータセットに格納される収入データを用いて把握することができる⁷⁾。

(税法上の所得) (国民生活基礎調査に
おける収入データ)
不動産所得 = 財産所得

事業所得 = 事業所得 + 農耕・畜産
所得 + 家内労働所得
給与所得 = 雇用者所得
雑所得 = 公的年金・恩給 + 企業
年金・個人年金等

については、所得がない子供を特定化した上で、世帯員のうち誰が扶養者となるかを、両親のうち所得が多い者→所得がある祖父母→所得がある伯父・伯母といった具合に順にチェックし、扶養者を特定化した上で扶養控除額を算定した⁹⁾。

- (ii) 所得金額の計算：それぞれの所得から必要経費や給与所得控除などを差し引き、ここで事業所得・不動産所得については収入金額から必要経費を差し引き計算が求められるが、国民生活基礎調査では、必要経費を控除した後の収入が調査票に記入されているので、必要経費に関する推計は不要となり、個票データをそのまま用いた。一方、給与所得・雑所得については、それぞれ給与所得控除と公的年金等控除を制度に基づいて計算し、記入額から減じることにより当該所得を推計した。

給与所得：給与所得控除を適用
雑所得：公的年金等控除を適用

- (iii) 所得合算：各所得を合計することにより総所得金額(合計所得)が得られる。

- (iv) 所得控除：わが国の所得税制には基礎控除・扶養控除・特定扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除などの人的控除や社会保険料控除などの所得控除が存在する。総所得金額からこれらの所得控除を差し引き、課税所得が得られる。そこでデータセットにおける諸情報をもとに計算可能な所得控除を算出した。具体的には、各世帯で所得がある個人に対して、扶養家族のタイプを特定し、その人数を推計することにより、所得控除の金額を算定した⁸⁾。すなわち配偶者控除・配偶者特別控除に関しては、所得がある個人において配偶者の有無を確認し、さらに配偶者側の所得をチェックすることにより、配偶者控除の適用可能性を判断する。一方、主として子供が存在する場合に適用される扶養控除・特定扶養控除

- (v) 税額の計算：課税所得に累進税率を適用することにより所得税額を算出した。

B 所得税以外の公的負担の推計方法

本稿の主たる関心対象は EITC の適用による所得税負担額の変化にあるが、JPITC モデルでは、参考のために、所得税以外の公的負担(住民税、社会保険料)も推計している。住民税の推計方法は基本的に所得税と同じであり、所得控除の金額や税率について地方税制を適用した。一方、医療保険料・年金保険料・介護保険料については、まず被用者(会社員、公務員など)の場合、給与収入に比例する保険料率(本人負担分)を適用した。ただ、自営業主については個票に記された国民健康保険料・国民年金保険料の計数をそのまま使用している。

C EITC(勤労税額控除)の推計方法

既述の通り、本稿では第1段階の EITC 試算として、米国の勤労税額控除制度(EITC)を直接わが国に適用することにした。米国の EITC 制度(2007 年時点)における主な特徴は以下の通りである。

- (i) 対象年齢：25 歳以上 65 歳以下であること。したがって年金所得を主たる収入源とする高齢者には EITC は適用されない。
- (ii) 勤労所得の定義：EITC は勤労所得(earned income)を得ている者に対してのみ適用される。これは EITC が、就業に対してインセンティブを付与することにより、同国において問題となっている無就業状態からの脱却を意図しているからである。ここで勤労所得とは、給与収入にとどまらず、

より広義の労働あるいは事業から得られる収入を含んでいる。ただし生活保護や失業手当などの移転所得は勤労所得には含まれない。

(iii) 子供の定義：子供の数(ゼロ、1人、2人以上)に応じて3タイプの控除スケジュールが用意されている。適用される子供の定義は19歳以下の扶養家族である。

(iv) 台形状の EITC スケジュール：周知のように、EITC は個人が受けとる勤労所得の増加につれて、給付つき税額控除が比例的に増加する phase-in 段階(通増部分)、上限としての一定額で推移する plateau 段階(定額部分)、所得の増加につれて税額控除が徐々に消失していく phase-out 段階(通減部分)、の3つから構成される。すなわち phase-in 段階においては就労インセンティブを引き出すために勤労所得の上昇が給付つき税額控除の増加をもたらす仕組みとなっており、plateau 段階では低所得者向けに一定額の保障を意図しつつ¹⁰⁾、最後の phase-out 段階では中高所得者に対する税額控除の適用を避けるため徐々に控除額を引き下げている。具体的には、子供が2人以上の個人に対して、所得が8,390ドルまでは所得の1ドル上昇につき0.56ドルだけ税額控除が増加し、その上限は4,720ドルとなる(2007年)¹¹⁾。上限額4,720ドルは年収15,400ドルまでの個人に適用され、それ以上の収入に対しては収入1ドルの上昇につき0.21ドルだけ税額控除が減少し、収入が37,780ドルになった時点でEITCは消失する。

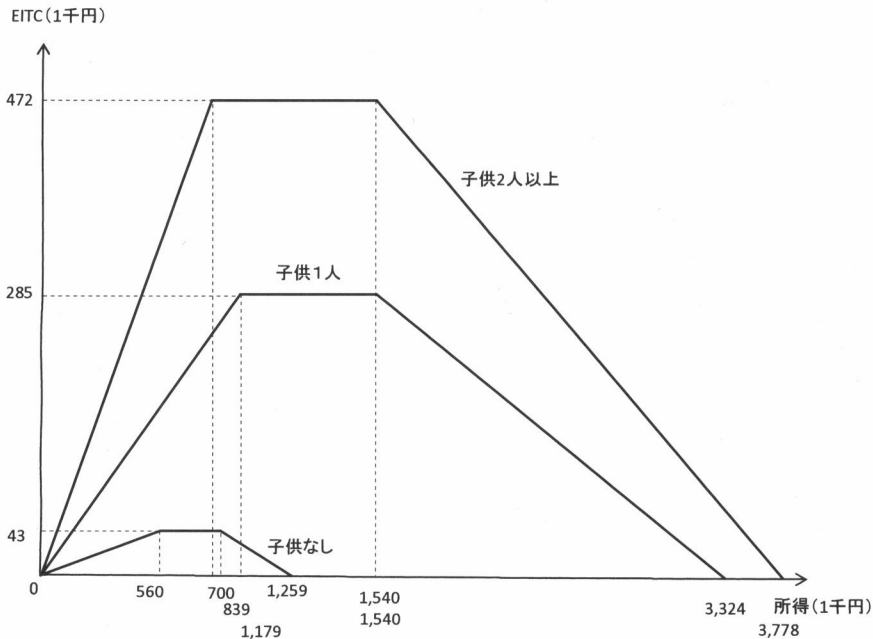
ここで問題となるのは、上述のような台形という複雑な控除スケジュールを日本に適用することの是非である。米国においては1960年代半ばから拡充された貧困対策の結果、生活保護を受給することで就業しないシングルマザーなどが発生した。1975年に創設され、1990年代

に支給規模を急速に拡大した EITC においては、現役世代に関して原則として就業しない人には所得は保障しないという考え方にに基づき、就業インセンティブに強く配慮した制度設計となっている¹²⁾。一方、わが国では、むしろ就業しているにもかかわらず収入が少ないワーキングプアが主たる問題であり、したがって就業インセンティブへの配慮の必要性は低いのではないかという議論もある¹³⁾。ワーキングプアの支援を目指すならば、日本では収入がごく僅かな人にこそ手厚い経済的支援を講じる必要がある。しかし収入が全くない人を給付対象に含めると、1960年代後半にアメリカが経験した問題が日本においても発生するおそれがあることに留意するべきだろう。

具体的な EITC スケジュールとしては、既述の通り、2007年におけるアメリカの EITC を直接的に適用するという政策シナリオ(子供の人数に応じて3つの控除スケジュールを設定するシナリオ)を考えた。EITC 適用額の最高額(定額部分)は、子供なしでは43千円(年額)、子供1人285千円(年額)、子供2人以上472千円(年額)とした(図1参照)¹⁴⁾。

JPITC モデルにおける EITC の具体的な推計手順は次の通りである。第1に、EITC 適用の子供の数を求める。これは既存の税法上の扶養家族に推計式をあてはめる(本人の年間収入および子供の年齢などを参照する)ことにより、個人ごとに EITC 子供の数を求めるものである。第2に、各人の年間収入と EITC 子供の数をもとに EITC 算定額を推計する。EITC 算定の基準となる個人の年間収入については、日本については国民生活基礎調査から得られる収入合計とした。したがって、事業所得・不動産所得については経費控除後の収入、給与所得については給与所得控除前の収入ほかを合算することになる。米国の勤労所得は経費控除後の所得であり、事業所得・財産所得については日米において EITC の算定ベースはほぼ一致する。しかし給与所得については米国では医療保険口座・退職年金口座・教育費などが控除されるが、日本については本稿では給与所得控除ほかを控除し

図 1. EITC の政策シナリオ



注) 1. 米国における 2007 年の EITC スケジュールを日本の個人所得税に適用した。
2. 為替レートは 1 米ドル=100 円として換算した。

なかった。わが国における給与所得控除は米国の諸控除に比べると大きすぎると考えたからである。第 3 に、EITC を適用した後に所得税と給付金を推計する。給付つき税額控除の仕組みにおいては、所得税が EITC 算定額を上回れば EITC 算定額のみだけ所得税が減じられる。他方、収入合計が正值（つまり勤労所得を有している）であるものの、所得税がごく少額の個人あるいは所得が課税最低限以下であり所得税がゼロの個人に対しては、逆に給付金を支給する。そこで EITC 算定額と所得税を比較しながら減額された所得税あるいは給付金の支給額をそれぞれ推計した。

3. シミュレーション結果

3.1 EITC が適用される世帯と個人

本稿において設定した政策シナリオに基づくシミュレーション結果によると、EITC が適用される世帯は全世帯の 24.2% と推計され、約 1/4 の世帯に EITC が適用されることになる（表 1、図 2 参照）。これを EITC が適用される子供の人数別にみていくと、子供の人数がゼロ

である世帯が（EITC が適用されない世帯を含めた）全世帯に占める割合は 12.8% であり、以下、子供の人数 1 人 4.6%、2 人 5.2%、3 人 1.5% などとなっている（図 3 参照）。EITC が適用される世帯の約半数は子供がいない世帯であり、これに子供の人数が 2 人と 1 人の世帯が続く。一方、EITC の適用状況を個人ベースでみると、EITC が適用される個人は全人口の 10.8% になる。EITC は相対的に年間収入が少ない個人を対象とする制度であり、本稿の政策シナリオでは全人口の 1 割強が支援対象となる。人口総数に占めるシェア（10.8%）に比べて、世帯総数に占めるシェア（24.2%）が高くなるのは、個人の場合、子供や専業主婦のように勤労所得を有していないことにより EITC の適用対象にならない人が存在する一方、世帯の場合、世帯内に 1 人でも EITC の適用者が存在すれば EITC 適用世帯としてカウントしているからである。

EITC の適用世帯を、(i) 税額控除のみが適用される世帯と、(ii) 税額控除および給付が適用される世帯に分けた場合、税額控除のみが適用される世帯は EITC 適用世帯の 5% に過ぎず、

表 1. EITC の適用対象となる世帯数と個人数

	世帯数	個人数
全体	9,800 100.0%	24,851 100.0%
EITC	2,737 24.2%	2,675 10.8%
子供なし	1,253 12.8%	1,972 7.9%
子供 1 人	447 4.6%	280 1.1%
子供 2 人	512 5.2%	318 1.3%
子供 3 人	145 1.5%	94 0.4%
子供 4 人	13 0.1%	8 0.0%
子供 5 人以上	3 0.0%	3 0.0%
EITC 給付	2,213 22.6%	2,479 10.0%
EITC 税額控除のみ	160 1.6%	196 0.8%

図 2. EITC 適用世帯の割合

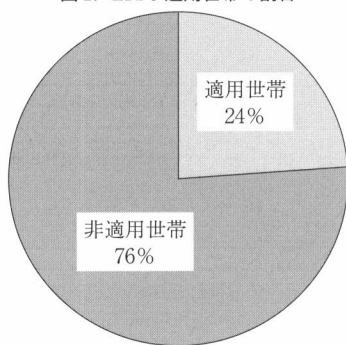


図 3. EITC 適用世帯の構成(EITC が適用される子供の人数別)

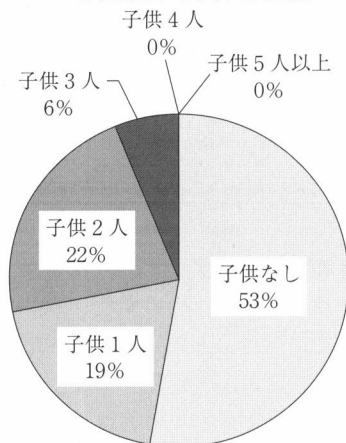


表 2. EITC の財政規模

	総額(10 億円)	年収比率
所得税(EITC 適用前)	9,438	3.6%
所得税(EITC 適用前)	9,386	3.6%
EITC	979	0.4%
EITC 税額控除	52	0.0%
EITC 給付	928	0.4%
年収総額	262,099	100.0%

残り 95% の世帯は税額控除に加えて給付金(負の所得税)が適用される。わが国における給与所得者の課税最低限は単身者 114.4 万円、夫婦および子供 2 人の 4 人家族では 325.0 万円(2008 年)となっており、EITC 適用世帯の多くは課税最低限以下で所得税を納税していない世帯である。そのため EITC は、日本では税額控除よりはむしろ給付金を支給する仕組みとして主に機能する。ちなみに上述の 95% という計数は給付金を受けとる世帯が大部分になることを示している¹⁵⁾。

3.2 EITC の財政規模

本政策シナリオによる EITC の財政規模は年額で 9,800 億円弱と試算された(表 2 参照)。シミュレーション結果によると、JPITC モデルを利用したわが国の所得税収(ベースライン)は 9 兆 4,000 億円と推計された一方¹⁶⁾、EITC 適用シナリオによる税額控除分は 500 億円にすぎないので、所得税収はほとんど減少しない。他方、EITC 支出に関しては上述の税額控除 500 億円に加えて、9,300 億円の給付金が要請されるので、合計の EITC 財政規模は上述のごとく 9,800 億円弱となる(図 4、図 5 参照)。なお、2007 年度におけるわが国の児童手当の予算規模は 9,800 億円であるので、EITC の財政規模は現行の児童手当に匹敵する新たな負担軽減策であるとみなすことができよう。

なお JPITC モデルに基づく年間収入合計は 262 兆 1,000 億円であり、これと所得税収の総額および EITC の財政規模の比率をそれぞれ算出すると¹⁷⁾、所得税 3.6%、EITC 0.4% となる。つまり EITC は対年間収入でみると 0.4% 程度の負担軽減を国民にもたらすことになる。

3.3 年齢階層別の EITC：個人ベース

EITC の支給状況を EITC の適用対象者に限定し、年齢階層別に調べてみよう。EITC 適用対象者に限定すると、個人ベースの EITC 適用額は平均 74 千円(年額)と推計される。子供なしの場合、定額部分の最高額は 43 千円、子供 1 人では 285 千円、子供 2 人以上では 472 千円

表 3. 年齢階層別の EITC の適用状況(個人ベース)

(単位: 1 千円)

年齢 (歳)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保 険料	実効税率				
		控除前	控除後	算定額	税額控除	給付		所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC 控除	EITC 給付
		(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
25-29	1,371	11	6	78	5	73	151	0.8%	0.4%	5.7%	0.4%	5.3%
30-34	1,430	12	6	94	5	88	157	0.8%	0.4%	6.5%	0.4%	6.2%
35-39	1,405	10	5	115	5	110	141	0.7%	0.4%	8.2%	0.3%	7.8%
40-44	1,398	11	6	106	5	101	146	0.8%	0.4%	7.6%	0.4%	7.2%
45-49	1,299	9	5	93	4	89	136	0.7%	0.4%	7.1%	0.3%	6.8%
50-54	1,103	9	5	60	4	56	120	0.8%	0.5%	5.4%	0.4%	5.1%
55-59	966	7	4	38	3	35	118	0.7%	0.4%	4.0%	0.3%	3.6%
60-64	721	3	1	29	1	28	42	0.3%	0.2%	4.0%	0.1%	3.8%

- 注) 1. EITC が適用される人に関して年齢階層別の平均値を示した。
 2. 所得は、給与収入・事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入を表す。
 3. 所得税・社会保険料(医療・年金・介護の本人負担分)は JPITC モデルによる推計結果。
 4. EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額される金額。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付される金額。
 5. 実効税率は、所得税や EITC の当初収入に対する比率である。

図 4. EITC の財政規模(所得税と EITC 適用額: 10 億円)

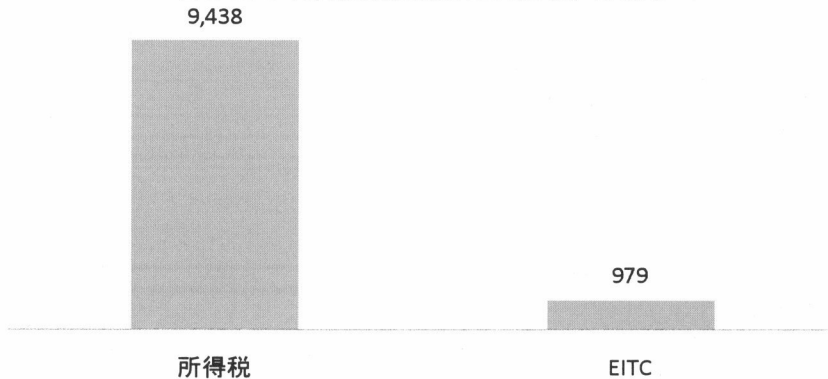
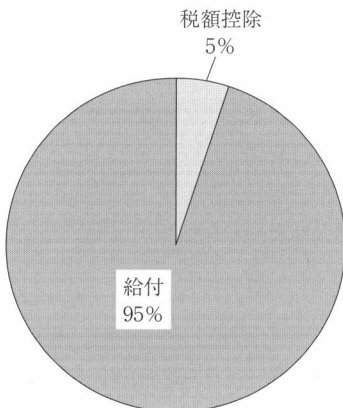


図 5. EITC における税額控除と給付(財政規模)

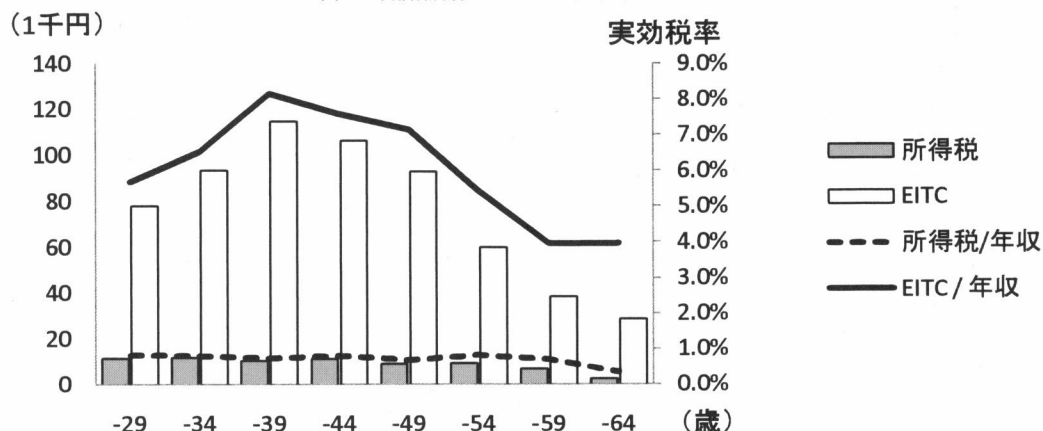


となっており、既述のとおり EITC 適用者の過半は子供がいないので、総平均は 74 千円となる。

年齢階層別にみていくと、35-39 歳 115 千円が最多であり、これに 40-44 歳 106 千円、30-34 歳 94 千円、45-49 歳 93 千円が続く。30 歳代、40 歳代はいわゆる子育て世代なので、EITC の適用額が高くなる。35-39 歳に注目すると、年間収入平均は 1,405 千円であり、所得税 10 千円、社会保険料(3 保険の合計)141 千円を負担している。上述の EITC 算定額 115 千円の内訳は税額控除 5 千円、給付 110 千円である。したがって 35-39 歳の EITC 適用者に関しては、EITC の適用により所得税の負担がほぼゼロとなり、社会保険料負担の 8 割程度が給付により補助されることになる(表 3, 図 6, 図 7 参照)。

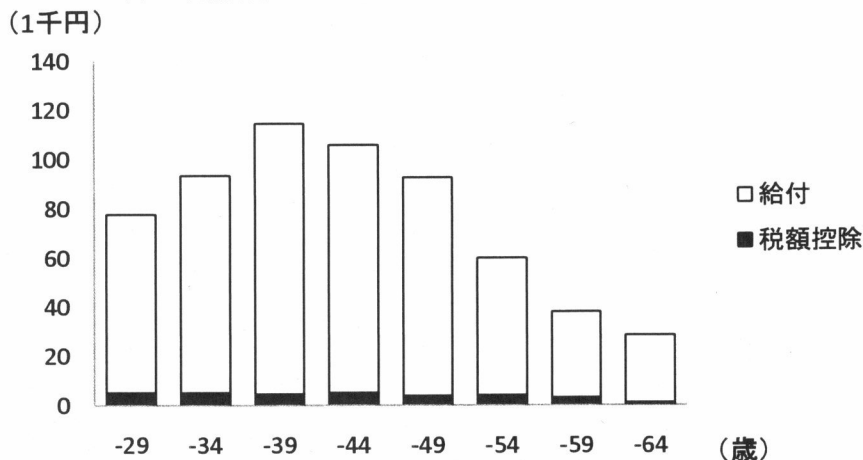
EITC の対年間収入比率は、40-44 歳 7.6%、35-39 歳 8.2%、45-49 歳 7.1% などと高いが、

図 6. 年齢階層別の EITC 適用状況(個人ベース)



- 注) 1. EITC が適用される個人について年齢階層別の平均値を示した。
 2. 所得税, EITC は, JPITC モデルによる推計結果。
 3. 実効税率は, 所得税 EITC と年収(給与収入など諸控除適用前の当初収)との比率を表す。

図 7. 年齢階層別の EITC 税額控除と EITC 給付の適用状況(個人ベース)



25-29 歳 5.7%, 30-34 歳 6.5% と比較的若い世代においても, 壮年層に近い負担の軽減が図られる。ただ, 50-54 歳 5.4%, 55-59 歳 4.0%, 60-64 歳 4.0% であり, 子育てを終えた世代における負担の軽減率は若干低くなる(図 6 参照)。

3.4 所得階層別の EITC

(1) 個人ベースでみた所得階層別の EITC

次に EITC の支給状況を所得階層別に調べてみよう。EITC の仕組みは台形状なので, EITC 適用額を所得階層別にみると, 年間収入が少ない階層では EITC は僅かなものとどまる一方, 年間収入が増えるにつれて EITC が大きく増加し, さらに年間収入が増加して限度額

を超えると, 今度は EITC が徐々に減少していく。

具体的には, 年間収入(個人ベース)が 500 千円以下の EITC 適用者における EITC 適用額は 26 千円であり, この内訳は税額控除 0 千円, 給付 26 千円となっている。年間収入 500-1,000 千円では 44 千円, 年間収入 1,000-1,500 千円では 71 千円, 年間収入 1,500-2,000 千円では 327 千円, 年間収入 2,000-2,500 千円では 240 千円, 年間収入 2,500-3,000 千円では 144 千円, 年間収入 3,000-4,000 千円では 63 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは年間収入 1,500-2,000 千円の EITC 適用者であり, 平均収入 1,830 千円に対して EITC 適用額は 327 千円で

表 4. 所得階層別の EITC の適用状況(個人ベース)

(単位: 1 千円)

個人所得 (1 千円)	所得	所得税		EITC			社会保 険料	実効税率				
		控除前	控除後	算定額	税額控除	給付		所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC 控除	EITC 給付
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	301	0	0	26	0	26	49	0.0%	0.0%	8.5%	0.0%	8.5%
500-1,000	814	6	3	44	3	41	66	0.8%	0.4%	5.4%	0.4%	5.0%
1,000-1,500	1,154	10	6	71	4	67	105	0.9%	0.5%	6.2%	0.3%	5.8%
1,500-2,000	1,830	3	1	327	1	326	236	0.2%	0.1%	17.9%	0.1%	17.8%
2,000-2,500	2,318	9	5	240	5	236	245	0.4%	0.2%	10.4%	0.2%	10.2%
2,500-3,000	2,840	24	12	144	12	132	325	0.8%	0.4%	5.1%	0.4%	4.6%
3,000-4,000	3,376	32	18	63	14	50	393	0.9%	0.5%	1.9%	0.4%	1.5%

注) 各種の用語については表 3 の注をみよ。

図 8. 所得階層別の EITC 適用状況(個人ベース)

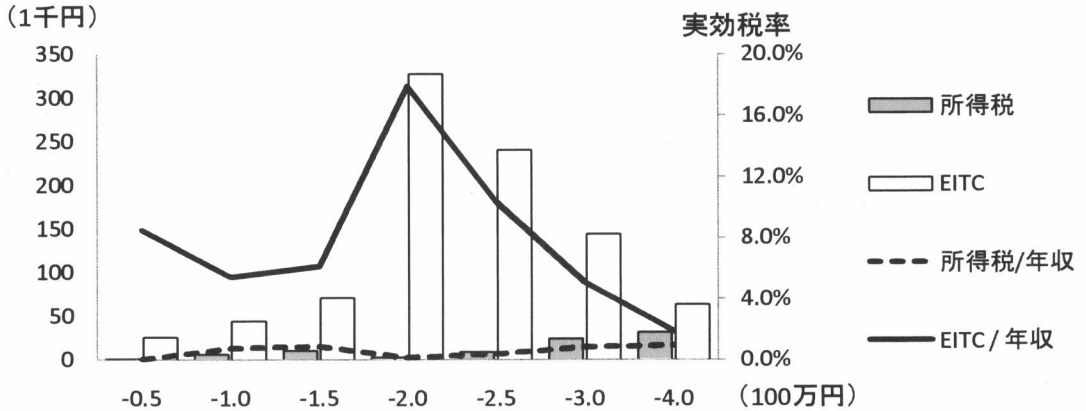
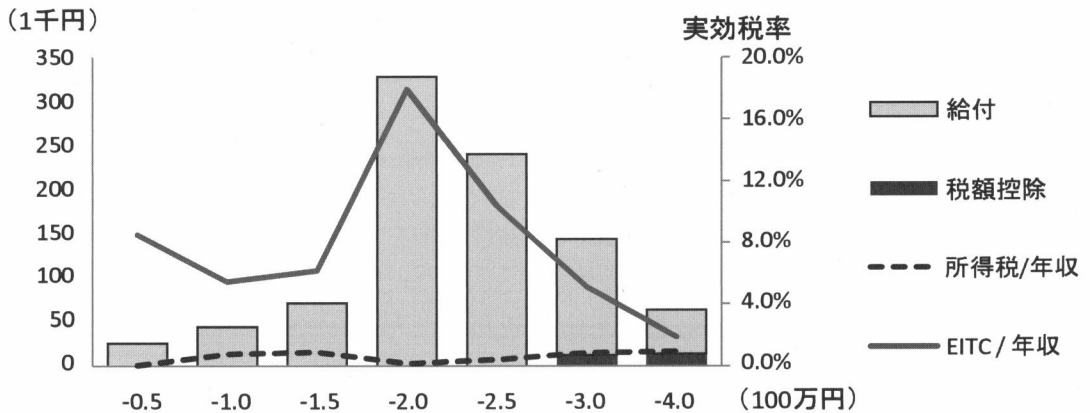


図 9. 所得階層別の EITC 税額控除と EITC 給付の適用状況(個人ベース)



あり、この内訳は税額控除 1 千円、給付 326 千円である。つまり可処分所得が 33 万円弱、増加する。これは年間収入の 18% に相当する規模である。彼らの所得税負担額は平均 3 千円、社会保険料負担額 236 千円となっており、これらの公的負担額を上回る規模の EITC が適用さ

れることになる(表 4, 図 8, 図 9 参照)。

EITC 適用額の対年間収入比率をみていくと、年間収入 500 千円以下においては 8.5% であり、年間収入が増加するにつれて、この比率が 5.4% (年間収入 500-1,000 千円), 6.2% (年間収入 1,000-1,500 千円), 17.9% (年間収入 1,500-

2,000 千円), 10.4% (年間収入 2,000-2,500 千円), 5.1% (年間収入 2,500-3,000 千円), 1.9% (年間収入 3,000-4,000 千円)と変化する。また, EITC を税額控除と給付の 2 つに分けた場合, 金額的には少額であるものの, 年間収入の増加につれて税額控除が増加する傾向が見てとれる(図 8 参照)。

(2) 世帯ベースでみた所得階層別の EITC

さらに所得階層別の EITC の適用状況を世帯ベースで調べてみよう。世帯収入(世帯員の年間収入合計)が 500 千円以下の EITC 適用世帯における EITC 適用額は 38 千円(年間)であり, 世帯収入 500-1,000 千円では 68 千円, 世帯収入 1,000-1,500 千円では 129 千円, 世帯収入 1,500-2,000 千円では 188 千円, 世帯収入 2,000-2,500 千円では 173 千円, 世帯収入 2,500-3,000 千円では 123 千円, 世帯収入 3,000-4,000 千円では 102 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは, 世帯収入 1,500-2,000 千円の階層にある EITC 適用世帯であり, 平均収入 1,793 千円に対して EITC 適用額は 188 千円であり, この内訳は税額控除 1 千円, 給付 187 千円である。可処分所得が 20 万円弱増加することになるが, これは年間収入の 11% に相当している。この所得階層における世帯ベースの所得税負担額は 2 千円, 社会保険料負担額は 258 千円となっているので, これらの公的負担額の大半に相当する EITC が適用されることになる。年収 150 万円未満の世帯における EITC の対年間収入比率は 10% 前後となっており, EITC は年間収入 200 万円未満の低所得世帯に対して年間収入比 10% 前後の所得補助として機能する(表 5, 図 10, 図 11 参照)。

3.5 子供の人数別にみた EITC

(1) 子供がいない場合

EITC の適用対象となる子供の数がゼロの個人に関しては, 年収が 126 万円未満の人にしか EITC は適用されず, さらに EITC 適用額も最大 43 千円にとどまるので, 子供がいない人に対しては EITC は少額の収入増加しかもたらさない。

シミュレーション結果によると, 年間収入が 500 千円以下の EITC 適用者(個人ベース)における EITC 適用額は 23 千円(年間)であり, この内訳は税額控除 0 千円, 給付 23 千円となっている。年間収入 500-1,000 千円では 32 千円, 年間収入 1,000-1,500 千円では 10 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは年間収入 500-1,000 千円の階層にある EITC 適用者であり, 所得税の負担額を上回る EITC が適用されるものの, 給付額は社会保険料負担額の半分程度にとどまる(表 6, 図 12 参照)。

EITC 適用額の対年間収入比率をみていくと, 年間収入 500 千円以下においては 7.7% であり, 年間収入の増加につれて, この比率は 4.0% (年間収入 500-1,000 千円), 0.9% (年間収入 1,000-1,500 千円)となる。これらの数値は, 子供を持つ EITC 適用者に比べると, 半分以下のレベルである。つまり EITC は子育て支援を重視している。現在のわが国において話題となっている単身者のワーキングプアを仮に EITC で支援することになると, 子供なしの EITC 適用者に対する給付額の積み増しが必要になるだろう。

(2) 子供が 1 人の場合

EITC の適用対象となる子供の数が 1 人の個人に関しては, 対象となる年収が 332 万円未満まで拡大され, さらに EITC 適用額が最大 285 千円まで増えるので, 低所得者において最大 30% の収入増をもたらす。

具体的には, 年間収入が 500 千円以下の EITC 適用者(個人ベース)における EITC 適用額は 110 千円(年間)であり, 年間収入 500-1,000 千円では 266 千円, 年間収入 1,000-1,500 千円では 285 千円, 年間収入 1,500-2,000 千円では 241 千円, 年間収入 2,000-2,500 千円では 165 千円, 年間収入 2,500-3,000 千円では 80 千円, 年間収入 3,000-4,000 千円では 20 千円である。EITC 適用額が最多となるのは年間収入 1,000-1,500 千円の階層にある EITC 適用者であり, 平均年収 1,274 千円に対して EITC 適用額は 285 千円であり, この内訳は税額控除 0 千円, 給付 285 千円となっている。つまり可処分所得が 30 万円弱増加する。これは年間収入の

表 5. 所得階層別の EITC の適用状況(世帯ベース)

(単位: 1 千円)

世帯所得 (1 千円)	所得	所得税		EITC			社会保 険料	実効税率				
		控除前	控除後	算定額	税額控除	給付		所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC 控除	EITC 給付
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	340	0	0	38	0	38	77	0.0%	0.0%	11.3%	0.0%	11.3%
500-1,000	801	2	1	68	1	67	121	0.2%	0.1%	8.5%	0.1%	8.4%
1,000-1,500	1,210	3	2	129	1	127	173	0.3%	0.2%	10.6%	0.1%	10.5%
1,500-2,000	1,793	2	1	188	1	187	258	0.1%	0.1%	10.5%	0.0%	10.4%
2,000-2,500	2,273	7	4	173	2	171	294	0.3%	0.2%	7.6%	0.1%	7.5%
2,500-3,000	2,816	17	11	123	6	117	355	0.6%	0.4%	4.4%	0.2%	4.1%
3,000-4,000	3,488	27	21	102	6	96	407	0.8%	0.6%	2.9%	0.2%	2.7%

注) 各種の用語については表 3 の注をみよ。

図 10. 所得階層別の EITC 適用状況(世帯ベース)

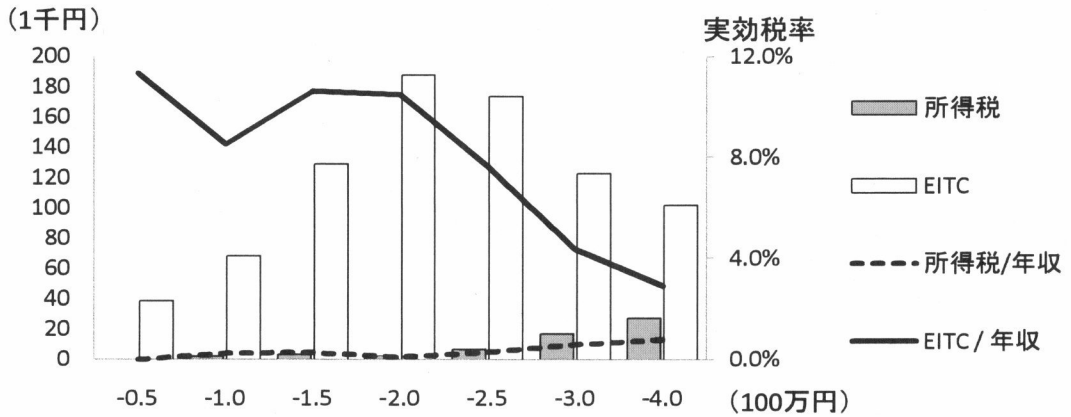
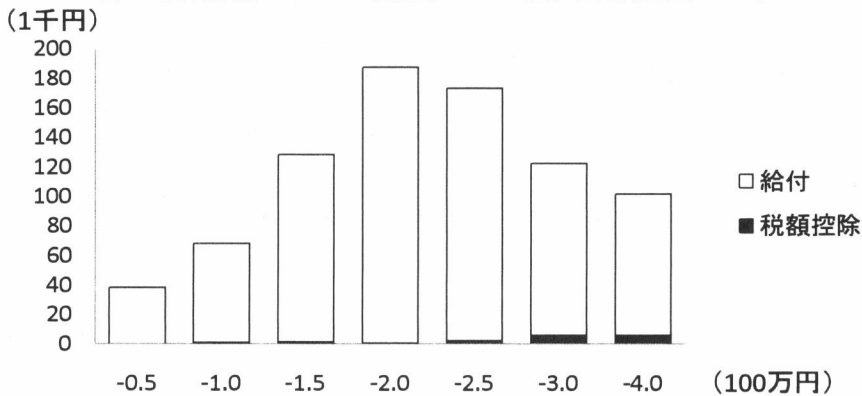


図 11. 所得階層別にみた EITC 税額控除と EITC 給付の適用状況(世帯ベース)



22% に相当する。ちなみに所得税負担額は 0 千円, 社会保険料負担額 155 千円となっており, これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる(表 7, 図 13 参照)。

EITC 適用額の対年収比率をみていくと, 年間収入 500 千円以下においては 34.0% であり, 年間収入の増加につれて, この比率が 31.8%

(年間収入 500-1,000 千円), 22.4% (年間収入 1,000-1,500 千円), 13.2% (年間収入 1,500-2,000 千円), 7.2% (年間収入 2,000-2,500 千円), 2.8% (年間収入 2,500-3,000 千円), 0.6% (年間収入 3,000-4,000 千円) と推移する。年間収入が 150 万円未満の適用者においては収入が 2~3 割も増えることになる。

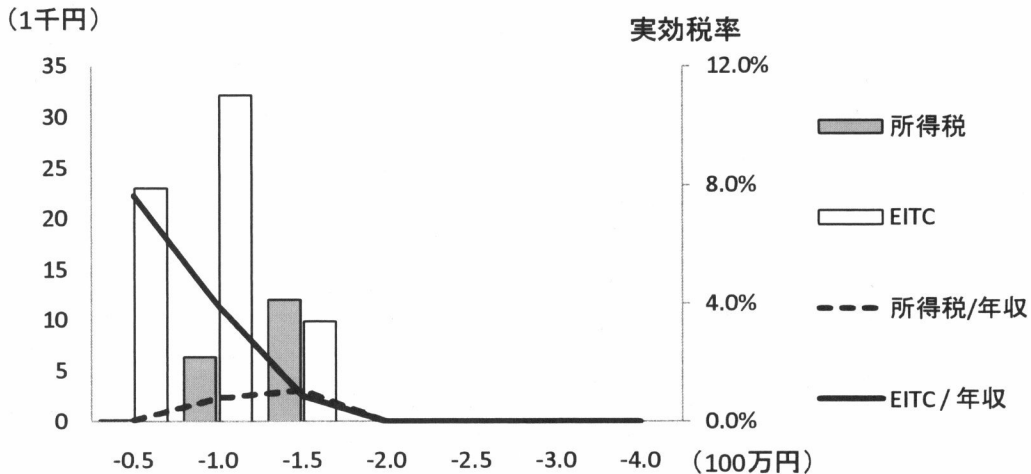
表 6. EITC 適用の子供がゼロの場合における EITC 適用状況(個人ベース)

(単位: 1 千円)

個人所得 (1 千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保 険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC 控除 (e/a)	EITC 給付 (f/a)
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	301	0	0	23	0	23	49	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.6%
500-1,000	813	6	3	32	3	29	65	0.8%	0.4%	4.0%	0.4%	3.6%
1,000-1,500	1,129	12	7	10	5	5	92	1.1%	0.7%	0.9%	0.4%	0.5%
1,500-2,000	0	0	0	0	0	0	0					
2,000-2,500	0	0	0	0	0	0	0					
2,500-3,000	0	0	0	0	0	0	0					
3,000-4,000	0	0	0	0	0	0	0					

注) 各種の用語については表 3 の注をみよ。

図 12. EITC 適用の子供がゼロの場合における EITC 適用状況(個人ベース)



(3) 子供が2人以上の場合

EITC の適用対象となる子供の数が2人以上の個人に関しては、対象となる年収が378万円未満まで拡大され、EITC 適用額は最大472千円となる。低所得者においては最大40%の収入増をもたらす。つまり低所得者における子育て支援策としては、EITC はかなり充実した施策プランである。

具体的には、年間収入が500千円以下のEITC 適用者(個人ベース)におけるEITC 適用額は121千円(年間)であり、年間収入500-1,000千円では338千円、年間収入1,000-1,500千円では464千円、年間収入1,500-2,000千円では408千円、年間収入2,000-2,500千円では303千円、年間収入2,500-3,000千円では195千円、年間収入3,000-4,000千円では75千円で

ある。EITC 適用額が最多となるのは年間収入1,000-1,500千円の階層にあるEITC 適用者であり、平均年収1,292千円に対してEITC 適用額は464千円であり、この内訳は税額控除0千円、給付464千円となっている。つまり可処分所得が46万円程度も増加することになり、これは年間収入の36%に相当する。この収入階層における所得税の負担額は0千円、社会保険料負担額は187千円となっており、これらの公的負担額を上回るEITC が適用されることになる(表8、図14参照)。

EITC 適用額の対年収比率をみていくと、年間収入500千円未満においては40.0%であり、年間収入の増加につれて、この比率が40.0%(年間収入500-1,000千円)、35.9%(年間収入1,000-1,500千円)、22.2%(年間収入1,500-

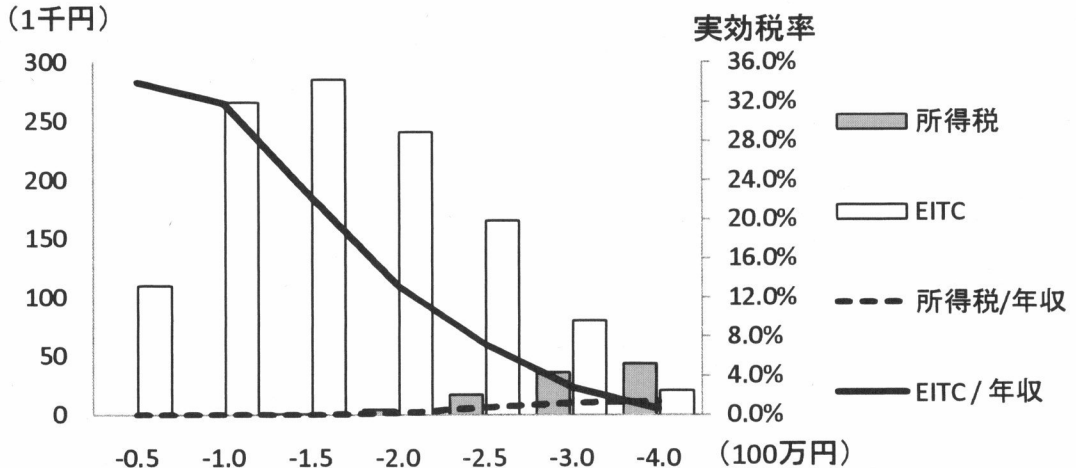
表 7. EITC 適用の子供が 1 人の場合における EITC 適用状況(個人ベース)

(単位: 1 千円)

個人所得 (1 千円)	所得	所得税		EITC			社会保 険料	実効税率				
		控除前	控除後	算定額	税額控除	給付		所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC 控除	EITC 給付
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	323	0	0	110	0	110	65	0.0%	0.0%	34.0%	0.0%	34.0%
500-1,000	835	0	0	266	0	266	131	0.0%	0.0%	31.8%	0.0%	31.8%
1,000-1,500	1,274	0	0	285	0	285	155	0.0%	0.0%	22.4%	0.0%	22.4%
1,500-2,000	1,819	4	2	241	2	238	228	0.2%	0.1%	13.2%	0.1%	13.1%
2,000-2,500	2,292	17	9	165	9	157	244	0.7%	0.4%	7.2%	0.4%	6.8%
2,500-3,000	2,824	36	18	80	18	62	331	1.3%	0.6%	2.8%	0.6%	2.2%
3,000-4,000	3,197	43	29	20	14	6	348	1.4%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%

注) 各種の用語については表 3 の注をみよ。

図 13. EITC 適用の子供が 1 人の場合における EITC 適用状況(個人ベース)



2,000 千円), 13.0% (年間収入 2,000-2,500 千円), 6.8% (年間収入 2,500-3,000 千円), 2.2% (年間収入 3,000-4,000 千円)と推移する。年間収入が 200 万円未満の適用者において収入が 2~4 割も増えることになる。

3.6 世帯類型別の EITC

(1) 世帯類型別にみた EITC 適用の割合

EITC が適用される世帯割合は世帯類型別にみると、どうなっているのだろうか。まず単独世帯では 8.0%, 核家族世帯 29.3%, 三世帯世帯 42.3% となっており, 世帯人員が増えるにつれて世帯内に EITC 適用者が含まれる公算が強くなる。なお単独世帯においては男の単独世帯 7.2%, 女の単独世帯 8.9% であり, 女性への適用がやや多い。次に核家族世帯の場合, 夫婦のみ世帯で 18.3%, 夫婦と未婚の子供がいる

世帯 35.1%, ひとり親と未婚の子のみの世帯 40.1% であり, 子供がいる世帯では 3 割以上に EITC が適用される。夫婦と未婚の子供がいる世帯について子供の人数別にみると, 子供 1 人の場合, 30.2%, 2 人 39.1%, 3 人以上 41.7% となっており, 子供の人数が増えるにつれて EITC の適用世帯割合が上昇していく(表 9, 図 15 参照)。

さらに世帯における就業状態に着目すると, まず, 単独世帯では, 正社員の単独世帯で 4.2%, 非正社員の単独世帯 14.0% である。夫婦世帯では, 夫婦が共に働いている世帯で 42.1%, 夫婦の一方のみが働いている世帯 24.2% となっており, いわゆる共働き世帯において EITC の適用が比較的多い。共働き世帯については, 共に正社員の場合 14.8%, 一方が正社員で他方が非正社員 57.3%, とともに非正社員 57.0% と

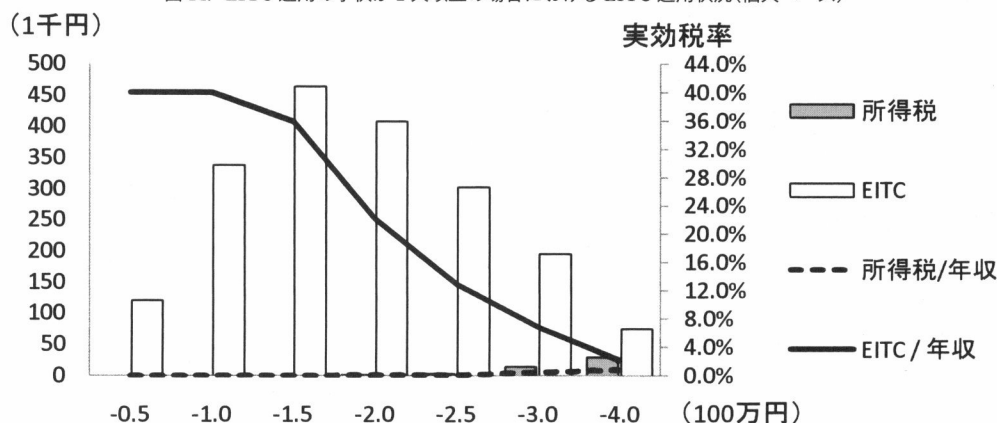
表 8. EITC 適用の子供が 2 人以上の場合における EITC 適用状況(個人ベース)

(単位: 1 千円)

個人所得 (1 千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保 険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC 控除 (e/a)	EITC 給付 (f/a)
		(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	301	0	0	121	0	121	3	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
500-1,000	845	0	0	338	0	338	81	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
1,000-1,500	1,292	0	0	464	0	464	187	0.0%	0.0%	35.9%	0.0%	35.9%
1,500-2,000	1,841	1	1	408	1	408	243	0.1%	0.0%	22.2%	0.0%	22.1%
2,000-2,500	2,340	3	1	303	1	302	246	0.1%	0.1%	13.0%	0.1%	12.9%
2,500-3,000	2,853	14	7	195	7	188	320	0.5%	0.2%	6.8%	0.2%	6.6%
3,000-4,000	3,424	29	15	75	14	61	405	0.8%	0.4%	2.2%	0.4%	1.8%

注) 各種の用語については表 3 の注をみよ。

図 14. EITC 適用の子供が 2 人以上の場合における EITC 適用状況(個人ベース)



なっている。

(2) 世帯類型別にみた EITC 適用額

次に、それぞれの世帯類型において EITC 適用額の平均を調べてみよう。単独世帯の EITC 適用額は平均で 25 千円、核家族世帯 85 千円、三世帯世帯 121 千円であり、世帯人員の増加につれて適用額が増える。核家族世帯の場合、ひとり親と未婚の子供のみの世帯 171 千円、夫婦と未婚の子供 2 人の世帯 103 千円であり、いわゆるシングルマザー(ファザー)の世帯における EITC 適用額が多い。

世帯における就業状態に着目すると、まず単独世帯では、正社員の単独世帯で平均 23 千円、非正社員の単独世帯 26 千円である。単独世帯の場合、EITC の適用額は金額的にも少なく、両者にそれほどの差異はない。これは、EITC スケジュールが子供のいない世帯に対しては小規模の給付しか予定していないからである。次

に夫婦世帯の場合、夫婦が共に働いている世帯で平均 78 千円、夫婦の一方のみが働いている世帯で 94 千円となっており、いわゆる専業主婦世帯で EITC の適用率が低いものの、EITC が適用される世帯においては共働き世帯を上回る適用額が生じている。共働き世帯の場合、共に正社員で平均 103 千円、一方が正社員で他方が非正社員 58 千円、ともに非正社員 79 千円である。これは夫婦の所得と子供の人数に依存しているものと思われる。つまり夫婦のどちらかが正社員であると、世帯内に子供がいる可能性が高まるので EITC の適用額は増える。妻が正社員である世帯に比べると、妻が非正社員である世帯の方が、総じて夫の収入が少ないかあるいは子供の人数が多いので、EITC の適用額が多くなる(図 16 参照)。

(3) 世帯類型別にみた EITC 適用額の年収比率

EITC 適用額が世帯年収に占める割合を世帯

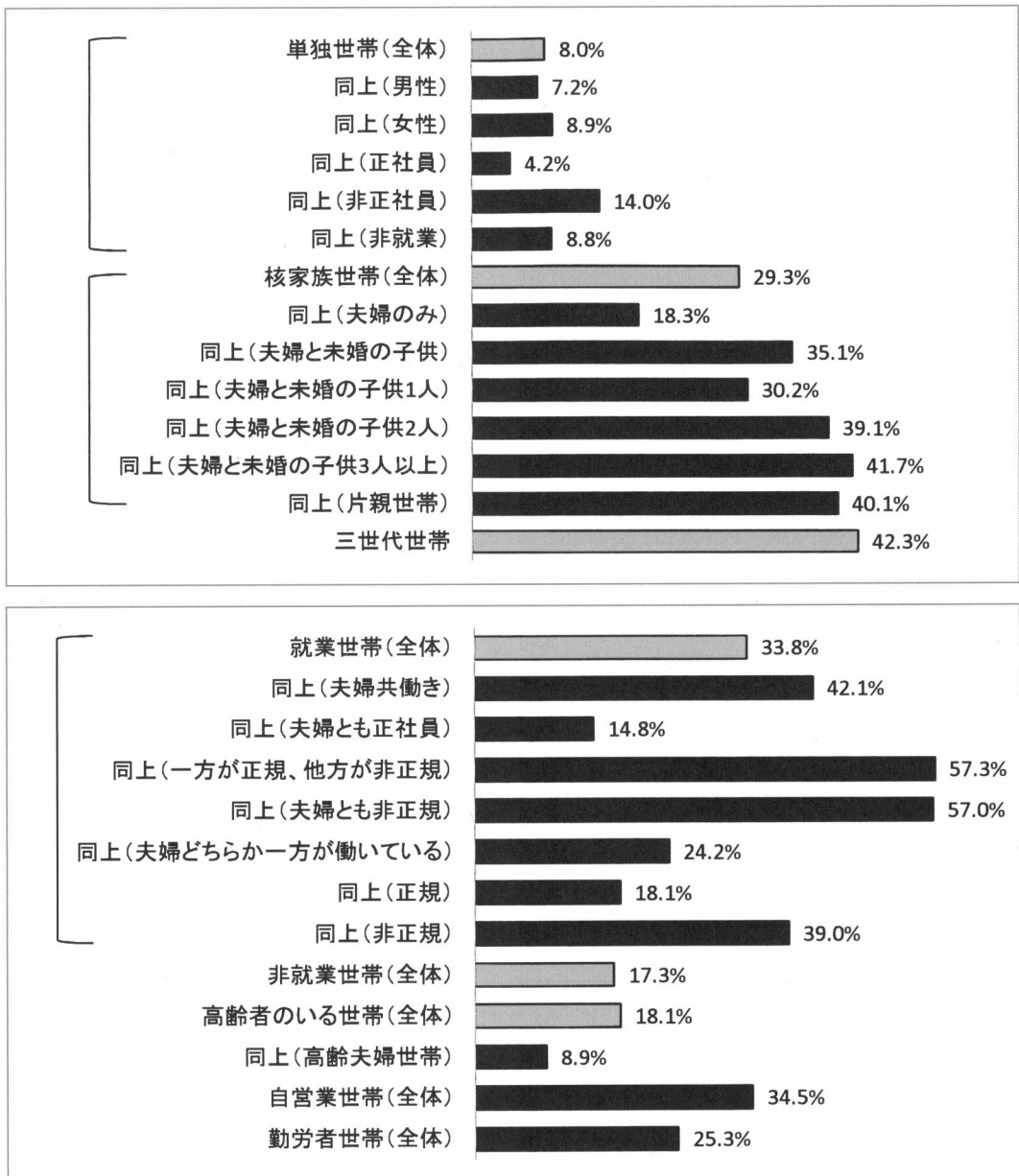
表 9. 世帯類型別の適用状況(世帯ベース)

(単位: 1 千円)

世帯区分	世帯数	EITC	EITC 給付	当初 所得	所得税 控除前	所得税 控除後	EITC 算定額	税額 控除	給付	社会 保険料	実効税率				
											所得税 (前)	所得税 (後)	EITC	EITC 控除	EITC 給付
				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
単独世帯	2910	234	80%	212	7.3%	805	4	2	24	82	0.5%	0.3%	3.1%	0.2%	2.9%
	男の単独世帯	1,477	107	7.2%	98	6.6%	791	3	22	83	0.4%	0.3%	3.0%	0.2%	2.8%
	女の単独世帯	1,433	127	8.9%	114	8.0%	817	4	25	81	0.5%	0.3%	3.2%	0.2%	3.0%
	正社員の単独世帯	966	41	4.2%	35	3.6%	890	6	23	127	0.7%	0.4%	2.6%	0.3%	2.3%
	非正社員の単独世帯	428	60	14.0%	54	12.6%	780	6	23	91	0.8%	0.5%	3.3%	0.3%	3.0%
	働いていない単独世帯	1,516	133	8.8%	123	8.1%	791	2	1	64	0.3%	0.1%	3.2%	0.1%	3.1%
	核家族世帯	5,367	1,572	29.3%	1,462	27.2%	5,002	140	85	562	2.8%	2.7%	1.7%	0.1%	1.6%
	夫婦のみの世帯	2,024	370	18.3%	344	17.0%	4,662	162	25	455	3.5%	3.4%	0.5%	0.1%	0.5%
	夫婦と未婚の子供がいる世帯	2,787	979	35.1%	903	32.4%	5,762	159	88	673	2.8%	2.6%	1.5%	0.1%	1.4%
	夫婦と未婚の子供 1 人の世帯	1,331	402	30.2%	369	27.7%	5,508	175	59	624	3.2%	3.1%	1.1%	0.1%	1.0%
夫婦と未婚の子供 2 人以上の世帯	1,149	449	39.1%	417	36.3%	5,975	155	148	103	705	2.6%	2.5%	1.7%	0.1%	1.6%
	夫婦と未婚の子供 3 人以上の世帯	307	128	41.7%	117	38.1%	5,814	119	124	714	2.0%	2.0%	2.1%	0.1%	2.1%
	ひとり親と未婚の子供のみの世帯	556	223	40.1%	215	38.7%	2,229	22	4	249	1.0%	0.8%	7.7%	0.2%	7.5%
	三世帯世帯	875	370	42.3%	351	40.1%	7,893	197	121	810	2.5%	2.4%	1.5%	0.1%	1.5%
	夫婦に働いている人がいる世帯	4,911	1,662	33.8%	1,537	31.3%	6,196	177	81	683	2.9%	2.8%	1.3%	0.1%	1.2%
夫婦が共に働いている世帯	2,822	1,187	42.1%	1,088	38.6%	6,657	189	78	72	738	2.8%	2.8%	1.2%	0.1%	1.1%
	共に正社員の世帯	535	79	14.8%	69	12.9%	7,032	151	141	838	2.1%	2.0%	1.5%	0.1%	1.3%
	一方が正社員、他方が非正社員の世帯	908	520	57.3%	473	52.1%	7,340	216	210	817	2.9%	2.9%	0.8%	0.1%	0.7%
	共に非正社員の世帯	128	73	57.0%	67	52.3%	4,988	100	58	480	2.0%	1.9%	1.6%	0.1%	1.5%
	夫婦どちらか一方が働いている世帯	2,179	527	24.2%	501	23.0%	5,417	152	94	595	2.8%	2.7%	1.7%	0.1%	1.7%
	一方が正社員の世帯	1,229	222	18.1%	211	17.2%	5,598	139	91	636	2.5%	2.4%	1.6%	0.1%	1.5%
	一方が非正社員の世帯	323	126	39.0%	119	36.8%	4,962	92	70	493	1.9%	1.8%	1.4%	0.1%	1.4%
夫婦が共に働いていない世帯	1,169	202	17.3%	196	16.8%	5,365	92	54	529	1.7%	1.7%	1.0%	0.0%	1.0%	
高齢者のいる世帯	3,710	671	18.1%	639	17.2%	6,234	137	70	615	2.2%	2.1%	1.1%	0.0%	1.1%	
高齢者夫婦のみの世帯	1,045	93	8.9%	90	8.6%	3,622	71	26	238	2.0%	1.9%	0.7%	0.0%	0.7%	
世帯主が自営業主の世帯	1,276	440	34.5%	420	32.9%	4,924	167	113	540	3.4%	3.3%	2.3%	0.1%	2.2%	
世帯主が雇用の世帯	5,464	1,380	25.3%	1,262	23.1%	5,577	149	80	624	2.7%	2.6%	1.4%	0.1%	1.3%	

注) 各種の用語については表 3 の注をみよ。

図 15. 世帯類型別にみた EITC 適用世帯の割合(%, 世帯ベース)

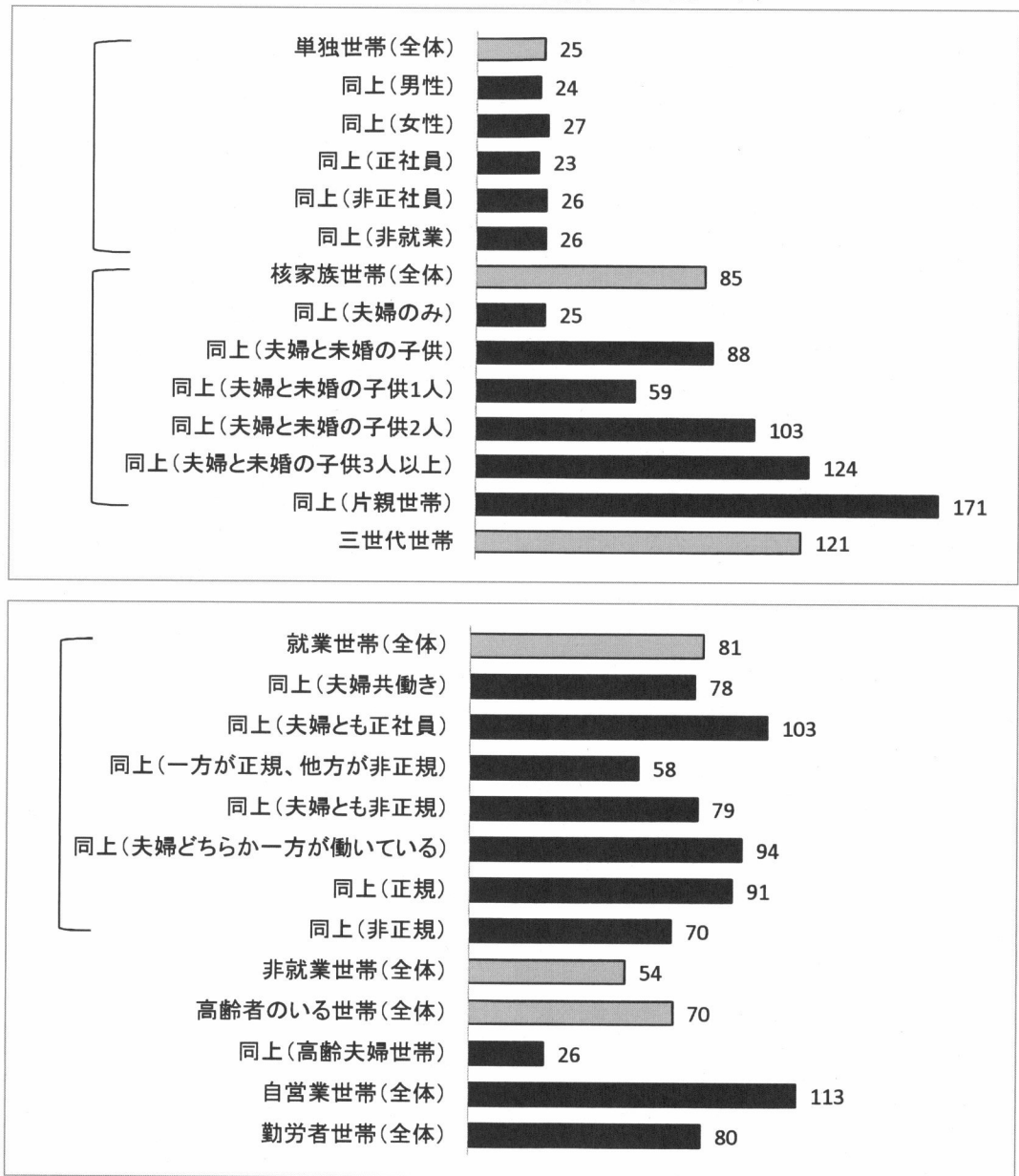


類型別に整理すると、単独世帯 3.1%、核家族世帯 1.7%、三世代世帯 1.5% となっている。なお単独世帯では男の単独世帯 3.0%、女の単独世帯 3.2% である。次に核家族世帯の場合、夫婦のみの世帯 0.5%、夫婦と未婚の子供がいる世帯 1.5%、ひとり親と未婚の子供のみの世帯 7.7% となっており、シングルマザー(ファザー)世帯における年収比率が高く、平均年収

2,229 千円に対して EITC 適用額は 171 千円である。

さらに世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯が 2.6%、非正社員の単独世帯 3.3% であり、非正社員の方が年収比率はやや高くなる。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯で 1.2%、夫婦の一方のみが働いている世帯 1.7% となっている。い

図 16. 世帯類型別にみた EITC 適用額(1000 円：世帯ベース)

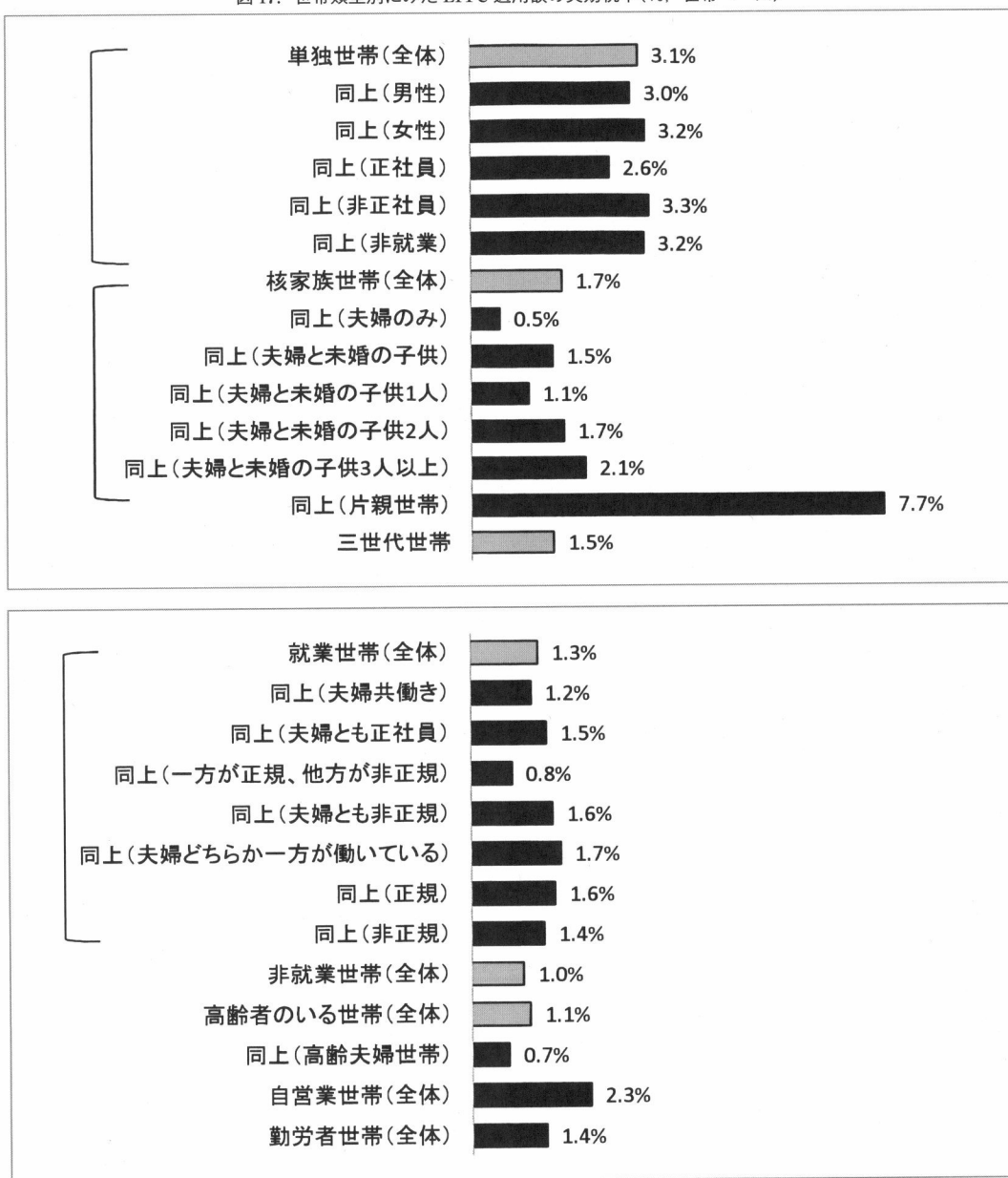


わゆる専業主婦世帯の方が共働き世帯より年収が少なく、EITC 適用額がやや多いので、両者の比率である年収比率が高くなる。共働き世帯の場合、共に正社員のとき 1.5%，一方が正社員で他方が非正社員 0.8%，ともに非正社員 1.6% となっている(図 17 参照)。

4. まとめ

本稿においては、給付つき税額控除を実証的に研究するためのマイクロシミュレーションモデル(JPITC モデル)を構築し、政策シナリオとして米国の 2007 年における EITC(勤労税額控除)を日本に適用した場合のわが国の個人や世帯における税負担の変化を推計した。シミュ

図 17. 世帯類型別にみた EITC 適用額の実効税率(%、世帯ベース)



レーション結果によると、米国型 EITC 導入により、わが国では世帯の 1/4 程度がその適用対象となり、その導入に必要な財源規模は年額で約 1 兆円である。また EITC 適用額のほとんどは税額控除ではなく EITC 給付となる。EITC が適用される個人の典型的なイメージは、年齢層が 30 歳代ないし 40 歳代、年収は 200 万円前後、子供を有する人であり、彼らの所得税

および社会保険料(医療・年金・介護)の実質的負担がほぼゼロとなる。給付つき税額控除の仕組みは、わが国における所得再分配や貧困対策に資することが確認された。

今後の研究課題を以下に列挙しておこう。第 1 に、既に國枝(2009)や諸富(2009)が指摘しているように、日本版 EITC の導入目的を明確化する必要がある。子育て支援強化であれば、既

存の児童手当を拡充する方法(子ども手当)もある。一方、低所得者の所得拡充が目的であれば生活保護の充実なども考えられる。さらに EITC が租税・社会保険料の負担軽減のみを目的とするならば、その適用水準は本稿における政策シナリオよりも小さくて済む。他方、いわゆるワーキングプアに対する収入の下支え方策として EITC を活用するというのであれば、子供の数に左右されないタイプの EITC を追求する必要がある。あるいは消費税の逆進性緩和が主目的であれば、その目的にふさわしい EITC を構想しなければならないだろう。

第2に、労働供給に与える影響を検討する必要がある。米国における先行研究¹⁸⁾によると、EITC は世帯における最多収入者に対しては就労促進的に作用するものの、世帯における最多収入者以外の2次所得者(非核所得者)に対しては、わずかながらも就業インセンティブを削ぐ方向に作用しているという。わが国においては EITC による子育て支援が妻の就業インセンティブを低下させるおそれがある。今後の研究課題である。

第3に、本稿では EITC 導入に伴って追加的に必要となる財源をどのように確保するのかについては言及していない。新たな政策を導入するさいには各種の所得控除を廃止するなど所要の財源措置を含めて議論することが望ましい。この点も今後の課題として残されている。

第4に、EITC を日本に導入するさいには執行上の諸問題も併せて考慮する必要がある。非給与所得を正確に捕捉する必要性は今以上に高くなる。財産所得の名寄せや社会保障給付の所得算入など再検討すべき事項も少なくない。

第5に、納税者整理番号や社会保障番号等、別々に付番されている番号をすべてヒモづけした新しい行政サービス受給者番号(または行政サービス受給者記号)を早急に導入し、行政サービスにおける本人確認をもっと容易にする必要がある。そのためには電子政府の実現を急ぎ、各種行政機関が横に連携してライフイベントごとの煩雑な事務手続をワンストップで可能とし、添付書類や無駄な手続を不要とする必要がある。

国民の利便性は、その実現によって大いに高まるだろう¹⁹⁾。

(一橋大学経済研究所・株式会社三菱総合研究所)

注

1) 本稿の作成過程で保健医療経営大学の川島秀樹教授から貴重なアドバイスを頂戴した。記して感謝申し上げる次第である。本稿では厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票を利用している。その目的外使用にあたり、厚生労働省統計情報部の佐志原玲香さん及び一橋大学経済研究所助教の中沢庸介氏をはじめとする多くの方々に一方ならぬお話を賜った。心より厚くお礼申し上げる次第である。本稿は文部科学省科学研究費補助金・特別推進研究「世代間問題の経済分析」(研究課題番号:18002001, 研究代表者:高山憲之)の成果物の1つとして取りまとめられている。

2) EITC に関する解説資料は多数にのぼるが、計数面では Scott(2007)が分かりやすい。

3) 諸外国における最近時のマイクロシミュレーション研究の動向は、Harding and Gupta(2007), Zaidi, Harding and Williamson(2009)が詳しい。

4) この統計処理は、調査票の回収率が年齢階層別にみて大きく異なったために必要となった。詳細は高山・白石(2009)を参照されたい。

5) 「国民生活基礎調査」からは所得税に関する記入額が利用できるが、EITC は扶養家族(子供)の人数に依存するので、ベースライン推計と EITC を加味した推計において両者の整合性を確保する必要があり、モデル推計により所得税額を推計し直している。

6) 税法どおりの税額計算をモデルにおいて再現するものであり、田近・古谷(2005)ほかを踏襲している。

7) これ以外の利子所得・配当所得・退職所得・山林所得・一時所得・譲渡所得の6種類についてはデータセットから得ることができないので、推計の対象外とした。

8) 配偶者控除・扶養控除などの適用は、実際には個々の納税者の判断と申告に基づいてなされる。JPITC モデルは、世帯内における家族関係や所得の多寡といった情報を元に人的控除を適用した。

9) JPITC モデルにおいて推計した所得控除は、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・高齢者控除・社会保険料控除の6種類であり、これ以外の障害者控除・医療費控除・生命保険料控除など9種類の所得控除については推計の対象外とした。

10) 米国において1975年に EITC が導入された際には、低所得者に適用される社会保険料に相当する額を税額控除することが目指された。さらに、その後の拡充に際しては、「最低賃金でフルタイムで働いた人が EITC を受ければ社会保険料天引後の所得が貧困ラインを超える」ことが目標とされたという。森信(2008)を参照。

11) わが国の児童手当は、第1子および第2子には年額6万円、第3子以降には年額12万円が支給される。子供3人の場合、日本の制度では年額24万円

に比して、アメリカは4,720ドルであり、2倍以上の水準である。ただし、2010年度から支給が開始された子ども手当により、日本における子育て世帯への支給水準は大幅に引き上げられた。

12) Sholz(2010)。一方、Bollinger, Gonzalez and Ziliak(2009)は、職業能力に乏しい最貧層の貧困対策にはEITCが有効でないと指摘している。

13) 阿部(2008)。

14) 米ドルと日本円の為替レートは単純化して1米ドル=100日本円と仮定している。

15) EITCの算定基準となる給与収入に何らかの控除を適用すると、EITCの適用世帯はさらに増大するが、同時に税額控除が適用される世帯が増えることになる。

16) モデルが計算した所得税の総額を全人口ベースに置き換えた数値。2007年度の所得税額は16.1兆円(決算ベース)であったので、上述の9.4兆円は過少推計である。この要因としては、データセットでは2006年の収入データを使用していること、譲渡所得税・源泉分離課税などが推計に含まれていないことなどが考えられる。

17) 一種の実効税率(=税額/収入)の指標である。

18) 代表的なものとしてEissa and Hoynes(1998), Liebman(1998), Hotz and Scholz(2001)がある。

19) 高山(2010)参照。

参 考 文 献

- 阿部彩(2008)「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信茂樹編『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』所収，中央経済社，pp.57-90。
- 國枝繁樹(2009)「勤労所得税額控除の経済効果——韓国の事例より——」日本財政学会編『財政研究第5巻』所収，有斐閣，pp.96-106。
- 森信茂樹(2008)「給付つき税額控除制度の概要と類型」森信編『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』所収，中央経済社，pp.9-29。
- 諸富徹(2009)「グローバル化による貧困の拡大と給付付き税額控除——イギリス所得税制の経験から何を学べるか——」，諸富編『グローバル時代の税制改革—公平性と財源確保の相克』所収，ミネルヴァ書房，pp.203-223。
- 田近栄治・古谷泉生(2005)「年金課税の実態と改革のマイクロシミュレーション分析」『経済研究』第56巻第4号，pp.304-316。
- 田近栄治・八塩裕之(2006a)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚啓明・財務省編『経済格差の研究—日本の分配構造を読み解く』所収，中央経済社，pp.175-202。
- 田近栄治・八塩裕之(2006b)「税制を通じた所得再分配」小塩・田近・府川編『日本の所得分配』所収，東京大学出版会，pp.85-110。
- 高山憲之(2010)『年金と子ども手当』岩波書店。
- 高山憲之・白石浩介(2009)「子ども手当導入効果のマイクロシミュレーション」PIE/CIS DP-454。
- 税制調査会(2009)「平成22年度税制改正大綱：納税者主権の確立に向けて」。
- Bollinger, C., Gonzalez, L. and Ziliak, J. P. (2009) "Welfare Reform and the Level and Composition of Income" in Ziliak, J. P. ed. *Welfare Reform and Its Long-Term Consequences for America's Poor*, Cambridge University Press.
- Eissa, N., and Hoynes, H. W. (1998) "The Earned Income Tax Credit and the Labour Supply of Married Couples," *NBER Working Paper #6856*.
- Harding, A., and Gupta, A. eds. (2007) *Modeling Our Future: Population Ageing, Social Security and Taxation*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland.
- Hotz, V. J., and Scholz, J. K. (2001) "The Earned Income Tax Credit," *NBER Working Paper #8075*.
- Liebman, J. B. (1998) "The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution," *Tax Policy and the Economy*.
- Scholz, J. K. (2010) "The Earned Income Tax Credit and the U.S. Low-Wage Labor Market," mimeo.
- Scotto, C. (2007) "The Earned Income Tax Credit (EITC): An Overview," *CRS Report for Congress, RL31768*, Congressional Research Service.
- Zaidi, A., Harding, A. and Williamson, P. eds. (2009) *New Frontiers in Microsimulation Modeling*, Ashgate.